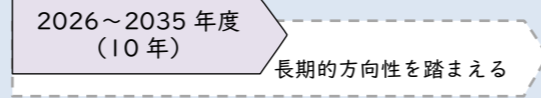


【概要版】

計画の基本的事項

計画の目的： 本市の地域特性を理解した上で、将来起こりうることも含めた様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことのできる豊田市の実現を目指します。

計画期間： 2026年度から2035年度の10年間



位置づけ： 気候変動適応法第12条に基づく、豊田市の地域気候変動適応計画として策定

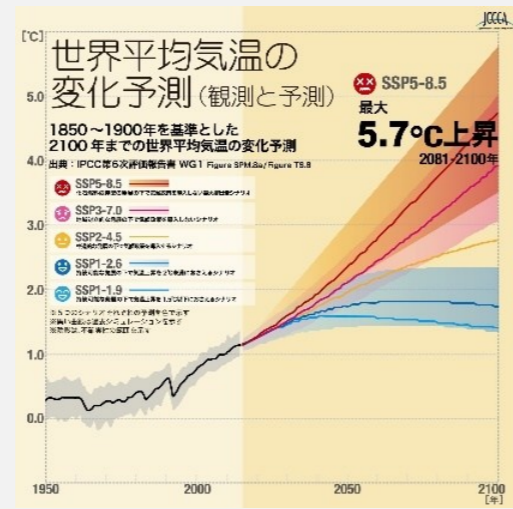
コラム 緩和と適応

気候変動の対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つがあります。

IPCC*第6次報告書では、2100年には、地球の平均気温が1850～1900年の平均に比べて最大で5.7℃上昇する可能性がありますと発表しています。（化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオの場合）

気候変動を抑えるためには、「緩和」が最も必要かつ重要な対策ですが、最大限の排出削減努力を行ってもある程度の気候変動は避けられません。よって、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」も不可欠です。

本計画は「適応」を対象としています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (http://www.jccca.org/)

対策方針

気候変動による影響は、産業や暮らし、社会の様々な分野に及ぶため、影響に対する適応策も分野横断的に検討することが求められます。豊田市における気候変動による影響の特徴を踏まえ、以下に示す4つの対策方針を中心に気候変動への適応策を進めます。

～対策方針～

- ①賢く暑さと付き合う暮らしの実現
- ②気候変動に備えた産業の強靱化
- ③中山間地域の豊かな生活文化の継承
- ④未来を先取る居心地のよい都市環境の形成

本計画のポイント

- 国や県・市における法改正など
 - ・気候変動適応法の改正（2023年4月）に伴う**熱中症対策**の強化
 - ⇒ 本市においても熱中症対策の施策・事業を強化
 - ・第9次豊田市総合計画（2025年3月）における**重点施策**の反映
 - ⇒ 本市における自然災害への対策を強化
- 指標の再設定
 - ・取組の状況の評価するための指標・目標値を再設定

*IPCC：世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、1988年に設立された政府間組織。気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことが任務。

施策体系

分野横断的施策と7つの分野別施策で取り組みます。

(1) 適応策を推進する人・体制づくり

市民、事業者や行政などの関係者が一丸となって適応策を推進するための基盤をつくります。

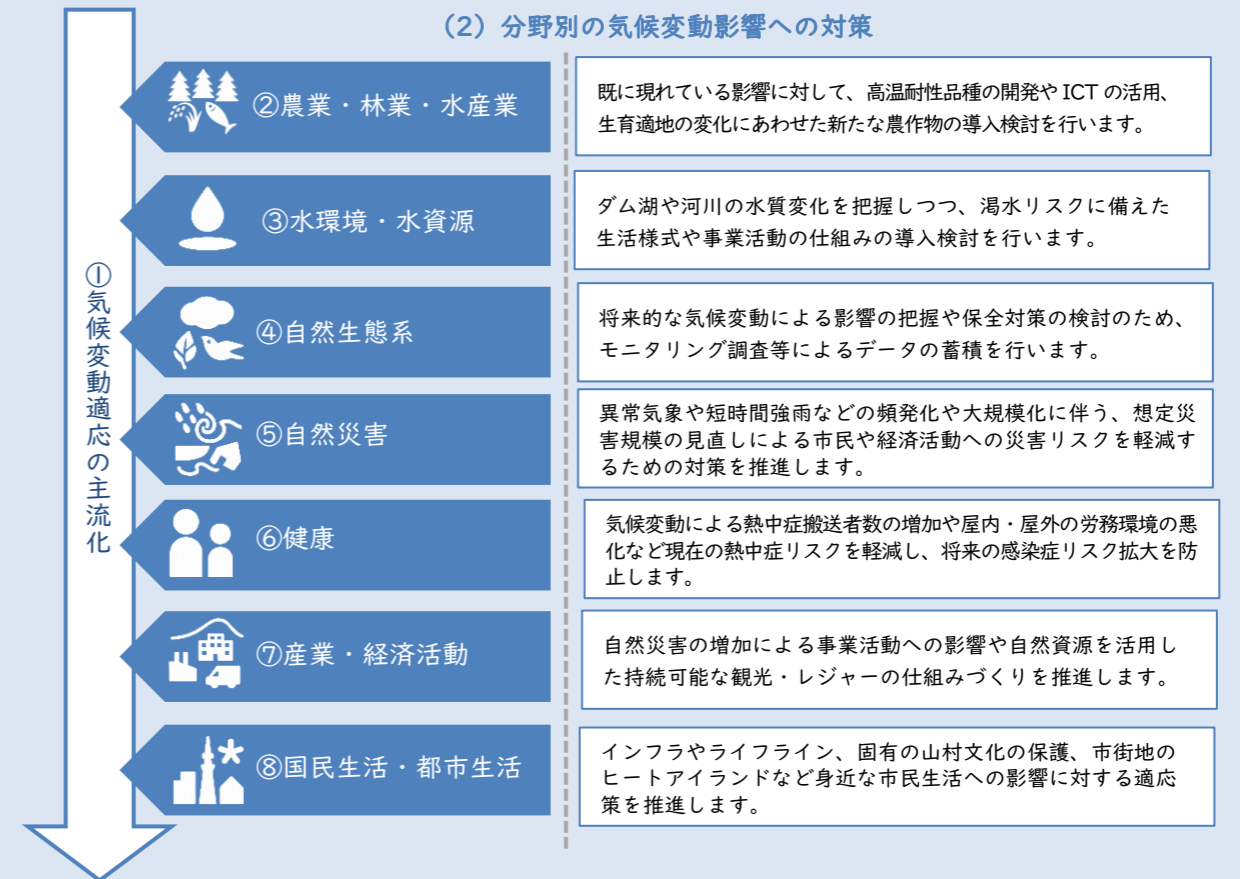
(2) 分野別の気候変動影響への対策

主要7分野での気候変動影響に対し、リスクの軽減や回避を目的とした施策を展開します。

(1) 適応策を推進する人・体制づくり

市民・企業・行政それぞれの立場から気候変動適応策を推進

(2) 分野別の気候変動影響への対策



KPI 指標

主要施策として設定した適応策の取組の達成度合いや進捗状況を定量的に確認します。

進捗管理指標	基準値		目標値	
	2024年度	2030年度	2030年度	2035年度
気候変動適応策推進事業への参加者数	676人	410人/年	410人/年	410人/年
豊田市気候変動適応プラットフォーム閲覧者数	6,264件	7,300件/年	7,300件/年	7,300件/年
熱中症搬送者数	406人	334人/年以下	334人/年以下	334人/年以下